

大川広域行政組合職員人事評価検討委員会設置要綱

〔平成30年3月28日
要綱第6号〕

(設置)

第1条 大川広域行政組合職員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第1項の規定により、消防長が任命する消防職員を除く。以下同じ。）の公正・公平な人事評価を行うため、大川広域行政組合職員人事評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事評価の結果に対する苦情等申出に関する審議
- (2) その他、職員の人事評価に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は事務局長を、副委員長は事務局次長をもって充てる。
- 3 委員は、管理者の機関の各所属の長にあるものをもって充てる。
- 4 検討委員会は、必要に応じて委員長の指示により関係者を会議に参加させることができる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 検討委員会の判定は、出席委員の全員一致によることを原則とする。
- 4 検討委員会の結果については、委員長は大川広域行政組合消防職員人事評価検討委員会との権衡上必要な連絡調整を図り、管理者に報告するものとする。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、事務局庶務係において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 大川広域行政組合職員の勤務成績評定実施要綱（平成18年大川広域行政組合要綱第3号）は廃止する。
- 3 大川広域行政組合職員勤務評定等検討委員会設置要綱（平成18年大川広域行政組合要綱第4号）は、廃止する。